

F . N o . 1 9 8 0 4 0 B
滋 警 県 甲 発 第 S 0 0 0 7 号
平 成 2 9 年 3 月 2 3 日
保 存 3 年
(3 2 . 3 . 3 1 まで)

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について（通達）

みだしのことについては「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（平成28年3月23日付け滋警県甲発第S0011号）により運用してきたところであるが、「滋賀県警察被害者支援基本計画の策定について（平成28年6月7日付け滋警県甲発第0030号）に基づく犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が受けた精神的被害及び経済的負担の一層の軽減を図るため、「犯罪被害者等カウンセリング経費等」について新設し、平成29年4月1日から施行することとしたから、通達する。

なお、「犯罪被害者等支援に係る経費の公費負担制度について」（平成28年3月23日付け滋警県甲発第S0011号）は、平成29年3月31日限りで廃止する。

記

1 目的

犯罪捜査に伴い犯罪被害者等が負担する経費を公費負担することにより、犯罪被害者等の精神的、経済的負担を軽減し、もって犯罪捜査過程における犯罪被害者等への支援を強化するとともに、円滑な捜査活動に寄与させようとするものである。

2 身体犯被害者に係る診断書料及び初診料の公費負担

(1) 支出経費

ア 身体犯被害者に係る診断書料（死体検案書料を含む。以下「診断書料」という。）

イ 診断書の提出を求める場合に要する医療機関の初診料（再診料を含む。）とし、原則として、検査費用及び治療費を除くものとする。

(2) 公費負担できる場合

ア 身体犯罪を捜査する上で診断書等の提出を求める場合

イ 診断書等の作成に当たり医療機関で初診料（再診料を含む。）が必要となる場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。ただし、警務部警察県民センター所長（以下「警察県民センター所長」という。）が必要と認めた場合を除く。

ア 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

イ 犯罪被害者等に暴行、脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆又は幫助し、若しくは容認する行為があった場合

エ 明らかに虚偽申告である場合

オ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者とする。）が公費負担を希望しない場合

カ 相被疑事件等、公費で支出することが社会通念上適切でないと認めた場合

キ 犯罪被害者が被害申告前に受診し、既に初診料等を支払っている場合で、受診した医療機関において支払金の還付ができないとき

3 性犯罪被害者に係る初診料等の公費負担

(1) 支出経費

ア 性犯罪（強盗強姦罪、強姦罪、強制わいせつ罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪、強制わいせつ等致傷罪及び集団強姦罪）被害者に係る診断書料

イ 性犯罪被害者の初診料、初診に係る諸費用、検査等費用（膣洗浄・超音波検査・性感染症検査等）、再診料、緊急避妊措置料及び人工妊娠中絶費用（以下これらを「初診料等」という。）

(2) 公費負担できる場合

性犯罪を捜査する上で医療機関において診察等を行う場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。ただし、警察県民センター所長又は刑事部捜査第一課長（以下「捜査第一課長」という。）が必要と認めた場合を除く。

ア 犯罪被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

イ 犯罪被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆又は幫助し、若しくは容認する行為があった場合

エ 明らかに虚偽申告である場合

オ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者とする。）が公費負担を希望しない場合

カ 犯罪被害者が被害申告前に受診し、既に初診料等を支払っている場合で、受診した医療機関において支払金の還付ができないとき

4 犯罪被害者等に対する事情聴取等に関する旅費の公費負担

(1) 支出経費

身体犯罪及び重大な交通事故事件（死亡ひき逃げ事件、ひき逃げ事件若しくは交通死亡事故事件等、又は危険運転致死傷罪等に該当する事件）の犯罪被害者等から事情聴取する際の交通費

(2) 公費負担できる場合

身体犯罪及び重大な交通事故事件の犯罪被害者等に、警察署等へ出頭を求める場合で、公費負担を希望するとき

5 司法解剖後の遺体搬送経費の公費負担

(1) 支出経費

搬送経費は、司法解剖後の遺体を滋賀医科大学社会医学講座法医学部門剖検室（解剖室）又は警察署等から、被害者宅又は遺族等が希望する滋賀県内の場所までの間とする。ただし、搬送先に県外を希望する場合には、おおむね120キロメートルを搬送した場合の相当費用を限度とし、実費との差額は遺族関係者の負担とする。

(2) 公費負担できる場合

司法解剖後の遺体で、遺族が公費による搬送を希望する場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。ただし、警察県民センター所長又は捜査第一課長が必要と認めた場合は除く。

ア 犯罪被害者が加害者の配偶者（内縁関係を含む。）、直系親族及び兄弟姉妹、又は同居の親族である場合

イ 犯罪被害者が生前、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

ウ 身元不明死体等関係者が判明しない場合

エ その他、公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

6 犯罪被害者等からの聴取事務に係る警察施設以外の相談施設借上げに要する経費の公費負担

(1) 支出経費

犯罪被害者等やその被害関係者等からの聴取事務（相談又は被害申告の受理、その他の事情聴取をいう。）を行うために警察施設以外の相談施設を借上げ使用する費用

(2) 公費負担できる場合

次のいずれかに該当する者が警察施設以外の相談施設で聴取事務を希望する場合

ア 性犯罪、配偶者からの暴力事案（DV）及びストーカー事案の犯罪被害者等

イ 暴力団犯罪の犯罪被害者等

ウ ひき逃げ事件、交通死亡事故及び危険運転致死傷罪等に該当する事件の犯罪被害者等

エ 上記事件に係る被害関係者、目撃者及び参考人、並びに警察県民センター所長が必要と認めた者

(3) 借上施設

借上施設は、公共又は民間の別を問わないが、次の条件を満たしていること。

ア 聴取事務に適した会議室を備えていること。

イ 被害者等に地理的利便性があること。

ウ 人目を気にせず立ち入ることができるなど安心感があること。

7 犯罪被害者等への一時避難場所の確保に要する経費の公費負担

(1) 支出経費

犯罪行為により、自宅が破壊されるなど物理的に居住することが困難となる場合や検証、実況見分等の捜査活動に長時間を要する場合など、犯罪被害者等の一時避難場所を確保することが必要な場合に要する費用

(2) 公費負担できる場合

犯罪被害直後、犯罪被害者等において、宿泊場所（公的施設のほか、親類知人宅等を含む。）を緊急かつ一時的に確保することが困難であると認めた場合で、公費負担を希望し、次のいずれかに該当するとき

ア 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損や自宅における検証、実況見分、その他捜査活動に長時間を要し、自宅での居住が困難な状況である場合

イ 自宅が犯罪行為の現場となったため、犯罪被害者等が自宅に引き続き居住することが精神的な二次被害を受けるおそれがある場合

ウ 犯罪被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれのある場合

(3) 使用施設

使用施設は、一時避難場所に適したホテル、旅館等の宿泊施設から、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、選定する。

(4) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。

- ア 犯罪被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- イ 犯罪被害者等に暴行、脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為があった場合
- ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆又は幫助し、若しくは容認する行為があった場合
- エ 明らかに虚偽申告である場合
- オ 加害者等から一時避難措置費用として支払いを受けている場合

8 ハウスクリーニングに要する経費の公費負担

(1) 支出経費

自宅等の家屋の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に必要な経費で、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まない。

なお、限度額は、20万円（税別）とする。

(2) 公費負担できる場合

ア 滋賀県内における自宅、実家等が犯罪現場となり、その犯罪被害により、血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等の清掃が必要な場合で、かつ、継続的に犯罪被害者等がその場所で居住するとき

イ 警察県民センター所長が必要と認めた場合

(3) 対象事件

ア 殺人罪及び同未遂罪（刑法第199条、第203条）

イ 強盗致死罪及び同未遂罪（刑法第240条、第243条）

ウ 強盗強姦致死罪（刑法第241条後段）

エ 傷害致死罪（刑法第205条）

オ その他、警察県民センター所長が必要と認めた事件

(4) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合は公費負担しない。

- ア 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がある場合
- イ 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- ウ 相被疑事件、犯罪被害者等に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合
- エ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆又は幫助し、若しくは容認する行為があつ

た場合

オ 犯罪被害者等が公費負担を希望しない場合

カ アパート、賃貸マンション等の借家で、犯罪被害者等が継続的に居住しない場合

キ 公費負担することが社会通念上適切でないと認める場合

(5) その他

支出手続きについては、別途、警務部長が指示する。

9 犯罪被害者等カウンセリングに係る経費等の公費負担

(1) 支出経費

犯罪被害者等が自ら精神科医、臨床心理士等を受診した際の診察料及びカウンセリング経費とし、投薬代は含まないものとする。

また、カウンセリング（診察を含む。）は、原則として一人当たり初回から3回までを限度とする。

(2) 公費負担できる場合

別表に掲げる対象事件の犯罪被害者等のうち、犯罪被害者等がカウンセリングを希望する場合

(3) 支出除外事由

次のいずれかに該当する場合には、公費負担しないものとする。ただし、警察県民センター所長又は警察本部の当該事件を主管する課の長が必要と認めた場合を除く。

ア 犯罪被害者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合

イ 犯罪被害者に当該犯罪行為を誘発する行為があった場合

ウ 犯罪被害者等に当該犯罪行為を教唆又は幫助し、若しくは容認する行為があった場合

エ 明らかに虚偽申告である場合

オ 犯罪被害者等（未成年の場合は、原則として保護者とする。）が公費負担を希望しない場合

カ 犯罪被害者が被害申告前に受診し、既にカウンセリング料等を支払っている場合で、受診した医療機関において支払金の還付ができないとき

キ 公費で支出することが社会通念上適切でないと認めた場合

10 結果報告

内部管理事項につき、省略

11 その他

内部管理事項につき、省略

対象事件一覧表

区 分	罪 名 等
身 体 犯	<p>ア 殺人罪（刑法第199条の罪。未遂を含む。）</p> <p>イ 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ウ 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪。未遂を含む）</p> <p>エ 強姦罪（刑法第177条の罪。未遂を含む。）</p> <p>オ 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪。未遂を含む。）</p> <p>カ 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪。未遂を含む）</p> <p>キ 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪。未遂を含む。）</p> <p>ク 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）</p> <p>ケ 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪。未遂を含む。）</p> <p>コ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪。未遂を含む。）</p> <p>サ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪。未遂を含む。）</p> <p>シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪。未遂を含む。）</p> <p>ス 人身売買罪（刑法第226条の2の罪。未遂を含む。）</p> <p>セ 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）</p> <p>ソ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）</p> <p>タ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）</p> <p>チ 傷害罪（刑法第204条の罪。全治1箇月以上の傷害を負ったもの。）</p> <p>ツ 前アからチまでの罪以外の罪で、致死傷を結果とする結果的加重犯において致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1箇月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）</p>
重大な交通事故事件	<p>ア 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>イ ひき逃げ事件（車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件）</p> <p>ウ 交通死亡事故等（前ア又はイに該当するもののほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び全治3箇月以上の傷害を負った事件）</p> <p>エ 危険運転致死傷罪等に該当する事件（前ア、イ又はウに該当するもののほか、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第4条まで及び第6条（第4項を除く。）の罪に該当する事件）</p>
そ の 他	<p>上記以外で、捜査を担当する所属長、警察本部主管課長又は警察県民センター所長が必要と認めた事件</p>